

ていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、新保議員の質問が終わりました。

ここで、3時30分まで休憩といたします。

〈午後3時20分 休憩〉

〈午後3時30分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、近藤新二議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。〔16番 近藤新二君登壇〕

○16番（近藤新二君）

創生クラブの近藤新二です。

発言通告書に基づき、1回目の質問をさせていただきます。

1、新型コロナウイルス関連融資の返済について。

新型コロナウイルス感染症は、社会や経済に大きな打撃を与えてしまい、数多くの事業者が影響を受けています。今まで想定していなかった事態に、事業の方向転換や縮小を迫られた事業者も少なくありません。そこで、新型コロナウイルス感染拡大で業績が悪化した企業に向けて、政府系金融機関と民間金融機関による融資、新型コロナウイルス関連融資が実施されました。苦境に立たされる中で、政府系金融機関や民間金融機関による新型コロナウイルス関連融資は、資金難に悩む多くの事業者の助けになりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大のほか、原油価格や物価の上昇により、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しく、大幅な改善は困難な状況にあります。さらに、民間金融機関での無利子・無担保融資も令和2年度で終了しました。これから多くの事業者にとって、利息のみの支払い期間である「据置期間」が終了して、元金の返済が始まります。現時点においても、既に元金返済を始めている事業者もいるかと思えます。コロナ禍による打撃から脱却できていない事業者が数多い中、以下の項目について伺います。

(1) 国の動向と返済期限の延長について。

(2) 新たな融資の支援について。

2、松くい虫の駆除と対策について。

全国の松くい虫（マツ材線虫病）による被害は、昭和54年度に約243万立方メートルとピークに達した後、減少傾向にあり、令和3年度には約26万立方メートルとピークの9分の1程度の水準となっていますが、依然として我が国最大の森林病虫害とされています。令和3年度において被害が発生したのは、北海道を除く46都府県であり、そのうち前年度から被害が増加したのは

17都県です。新潟県は前年対比167%の5,300立方メートルと増加傾向にあります。ちなみに隣県の長野県は前年対比80%ですが、全国で最大の5万立方メートルを超えています。隣県の新潟県もその影響なのか定かではありません。しかしながら、地域によっては新たな被害の発生が見られるほか、被害が軽微になった地域においても、気象要因などによっては再び激しい被害を受けるおそれがあることから、引き続き被害状況に即応した的確な対策を推進していく必要があります。糸魚川市の取組について伺います。

3、市管理の建築物に含有しているアスベストについて。

大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、建築物などの解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材へ規制を拡大するとともに、都道府県などへの事前調査結果の報告の義務づけ及び作業基準遵守徹底のための直接罰の創設など、対策が一層強化されました。事前調査の信頼性の確保では、一定規模以上の建築物などについて、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等が事前調査結果を都道府県などへ報告することを令和4年4月から義務づけられました。今後、建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要とされています。

糸魚川市は数多くの建築物を所有していますが、調査費や工事費等をどのように捉えているか、糸魚川市の考えを伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

近藤議員のご質問にお答えいたします。

1番目につきましては、国の総合経済対策で位置づけられ、信用保証制度における借換え事業に加え、新たな資金需要にも対応する制度を創設するとされており、年内には詳細が示されるものと考えております。

2番目につきましては、市内の被害状況は減少傾向にありますが、3年度においては、対前年比微増いたしております。今後とも、県と連携して、被害状況の把握及び相談窓口体制の整備を進めてまいります。

3番目につきましては、これまで以上に詳細な対応が必要となることから、費用等も増えると考えており、適切な対応に必要な調査費、工事費の確保に努めてまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

それでは、1番目の新型コロナウイルス関連融資の返済についてから伺います。

新型コロナウイルス関連の倒産は、先月の11月28日時点の数字ですが、全国累計

4,577件で、法的整理4,257件、事業停止が320件、その内訳は、2020年が838件、2021年が1,743件、2022年が1,996件と2,000件を超過する見込みです。

業種別では、飲食店が671件と最も多く、建設工事業576件、食品卸237件、食品小売184件が続き、ホテル、旅館、旅行業、観光バス、土産物屋などの観光関連事業の倒産が315件となっています。

糸魚川管内でも新型コロナウイルス関連による倒産や廃業について、把握されているか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大西商工観光課長。〔商工観光課長 大西 学君登壇〕

○商工観光課長（大西 学君）

お答えいたします。

ハローワーク糸魚川管内では、コロナ禍発生以降、倒産は1件、2社と把握しております。

なお、倒産につきましては、複数の事例があるとは思いますが、従前からの経営状況、また、事業主の高齢化や後継者問題など、そういった事例が多く、お問合せのコロナが主な要因と判断できるものは、不確定なものと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

浦本の精密機械や早川の木材店、それらはまず、コロナが引き金じゃないかということだと私も思いますが、2020年3月17日、日本政府金融公庫は、実質無利子・無担保である新型コロナウイルス感染症特別貸付の取扱いを開始しました。貸付期間は、設備資金が20年以内、運転資金も20年以内となっており、据置期間、利息のみの支払い期間は、最大5年となっています。

また、2020年5月には、民間金融機関においても同様の無利子、また無担保の融資を開始していますが、こちら2021年3月末に終了しており、据置期間は最大で5年です。

これから多くの事業者にとって、利子のみの支払い期間である据置期間が終了して、元金の返済が始まります。現時点においても、既に元金返済を始めてる事業者もいるかと思いますが、コロナ禍による打撃から脱却できて、業績が順調に回復しているのであれば、元金の返済を始めればよいのですが、業績の悪化から回復できない事業者に、返済することが困難です。返済についてどのような援助があるのか、国と民間の金融機関、それぞれ伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大西商工観光課長。〔商工観光課長 大西 学君登壇〕

○商工観光課長（大西 学君）

お答えいたします。

まず最初に、国のほうなんです、ポストコロナに向けた資金繰りの支援の段階的な移行を目指して、伴走支援型特別保証の拡充という方針が示されております。

ご質問の日本政策金融公庫の感染症特別貸付につきましては、令和4年9月末で特別利子補給制

度が終了いたしました。感染症特別貸付自体は、年度末まで実施される見込みでございます。

また、返済につきましては、国が負担を軽減するために、新たな借換え保証制度の案を示してはおりますが、詳細は今後正式に発表される見込みと聞いております。

2点目の民間金融機関の関係なんです。実質無利子、保証料ゼロの通称、ゼロゼロ融資につきましては、議員ご指摘のとおり、令和3年3月末をもちまして、ゼロゼロの部分が終了いたしました。その後は、県のセーフティーネット貸付、伴走支援型資金として、同じく民間金融機関を通じまして実行されてはおります。

また、返済につきましては、令和5年7月頃に本格化するとされておまして、県の担当者によりますと、今後、国が示す、さきの公庫の資金と同じく新たな借換え保証制度に準じまして、県の制度を見直していきたいというふうにお聞きしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

ありがとうございます。帝国データバンクでは、新型コロナウイルス関連の融資に関する現在の状況や方針など、2022年2月に企業の見解について調査しております。

その結果、借りた・借りていると回答した企業は52.6%、半数以上が利用していることが分かります。さらにその中でも、小規模事業者は61.8%が、借りた・借りていると回答され、業種別で見ると、旅館、ホテル、飲食店などでは、7割を超えているとされております。コロナ関連の融資を利用した企業は、資金の使い道として回答されたのは、人件費が50.1%でトップ。その後に原材料や商品の仕入れなどと続きます。

糸魚川市内でも、それ相応の企業や個人事業主が借りていると想定されていますが、糸魚川市は市内の事業者の借入状況を把握しているか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大西商工観光課長。〔商工観光課長 大西 学君登壇〕

○商工観光課長（大西 学君）

お答えいたします。

借入状況につきましては、公表されている数字がないため、お問合せの借入状況の把握は困難ではありますが、ゼロゼロ融資や県のセーフティーネット資金の借入れにつきましては、市のセーフティーネット保証の認定が必要であるため、認定件数については把握しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

コロナ関連の融資制度は、多くの企業を救ったものの、いずれは返済が必要です。据置期間を短くしていた企業では、既に返済が始まっています。新型コロナウイルス感染症の拡大が、長期化すると思っていなかった。さらなる社会情勢の変化を予想していなかった事業所は多いでしょう。業

績回復を見越して、据置期間を1年で融資を受けた事業者も多くいるようです。その中で、業績が芳しくない、返済に困ってる企業も決して少なくありません。もしもコロナ関連融資の返済ができなかったり難しかったりする場合には、今ほど新たな融資の支援があると伺いましたが、それらのPR、広報などはどのように行っていくかお答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大西商工観光課長。〔商工観光課長 大西 学君登壇〕

○商工観光課長（大西 学君）

お答えいたします。

先ほども答弁したように、国では借換えや返済期間変更を前提といたしました新たな保証制度を検討しておりますが、新たな貸付制度を設ける動きはございませんので、既存の融資をご利用いただく形になるのではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、国や県からは、金融機関や商工会議所等の支援機関に事業者の伴走支援が求められておりますので、お早めにやはりご相談のほうをいただき、対策を講じていただきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

ありがとうございます。糸魚川市も元気応援券やプレミアム商品券、U t a g e（宴）キャンペーンなどで市内事業者に支援をしておりますが、さらなるご支援を強く望みます。

次に、2番目の松くい虫の駆除と対策についてです。

松の枯れる原因として、マツノザイセンチュウ説、大気汚染物質説、酸性雨説、菌類説など、いろいろな説がありますが、激害的な松枯れの主な原因は、マツノザイセンチュウであるとされています。センチュウが松の体内に入ると、松の生体反応から水を吸い上げる動きが阻害され、枯れてしまいます。糸魚川市内の松くい虫の被害状況はどのように調査しているか、伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

お答えします。

公益的な機能が高い松林を県と市がそれぞれ守るべき松林ということで指定しておりまして、指定地を対象に、年に複数回、目視調査を実施し、被害状況を把握しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

マツノザイセンチュウは、北アメリカ原産のセンチュウで、明治時代に品物を輸送するときに使

われる梱包材と一緒に日本に入り込んだとされています。体長は、約1ミリ程度の小さなセンチュウですが、卵で産まれて親になるまで3日から5日しか必要とせず、雌は約100個の卵を産むため、松の体内で莫大な増殖が行われます。

マツノザイセンチュウ病は、松の幹、体内で活動し、通水阻害を起こして、松が虚弱、枯れ死にしています。そこにマツノマダラカミキリが産卵し、羽化したカミキリの成虫が、センチュウを体内につけて、別の健全な松に移動し、その若枝を食べる際に、センチュウが侵入することで周囲に被害が拡大する構図になっております。カミキリの移動距離は、およそ2キロ程度とされています。センチュウとカミキリ、どのように駆除するか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

駆除の方法ということなのですが、駆除では被害木を伐倒・集積しまして、ビニールで被覆し、中に薫蒸剤を入れて殺虫する方法や、また伐倒した被害木を破砕機によりまして、その幼虫ごと細かく破砕して、殺虫する方法というのがございます。

どちらの方法にしましても、一番大事なものは、先ほどおっしゃいました、マツノマダラカミキリが羽化・脱出する5月下旬ぐらいまでに処理をおやすということが一番重要になってきているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

糸魚川市森林整備計画書の4、森林の保護に関する事項において、（1）森林病虫害の駆除または予防の方法など、森林病虫害等による被害は、森林資源の損失や森林の多面的機能が低下するおそれがあることから、その蔓延を防止するため、病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めるものとします。

なお、市内で被害が見られるナラ枯れ被害や松くい虫被害の防除対策については、次の対応するというので、この松くい虫対策についてですが、森林病虫害等防除法に基づき、松林をその有する機能によって区分し、公益的機能の高い保全すべき松林においては、被害を終息させることを目標に、薬剤散布や伐倒駆除等の対策を講じるとともに、保全すべき松林の周辺については、保全松林と一体的な駆除事業を行うものとしますと記載されています。

松の木の多い美山公園やみなと公園、夕日ヶ丘公園などの状況をどのように捉えているか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

美山公園につきましては、年に2回、県と市で合同調査を実施しまして、松枯れと判定された対

象木は、5月下旬までに、先ほど言いました薫蒸処理を実施しているところがございます。全体的には減少傾向にあるというふうに捉えております。

また、ご質問にありました夕日ヶ丘公園につきましては、守るべき松林に指定されていないことから、所有者であります県と早急に現場のほうを確認したいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

私が、夕日ヶ丘公園を見てみますと、数か所枯れたようなところがよく見られます。それが、もし松くい虫であるならば、放っておいたらどうなるかが危惧されるんですが、以前、田伏の大松や上刈の浄福寺の大松も倒木の危険があるため伐倒されました。市内の神社やお寺など、松くい虫の被害が発生していると聞かれますが、糸魚川市への問合せについて伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

市のほうへの問合せ状況につきましては、R2年と令和3年に、それぞれ1件ずつ問合せをいただいております。1件は、地元の自治会さんからで、もう一件は、市内の企業さんのほうから相談をいただいております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

松の木の大きさにもよりますが、薬剤の注入にかなりの経費がかかります。薬剤の有効期限も、これ永遠ではなく、約7年ということをお聞きしました。もしそのまま放置した場合は、枯れ枝の落下や倒木のおそれがあります。

また、放置することで、周辺への被害が拡大することも予想されます。薬剤の注入にかかる経費の一部を助成や補助するなどの必要があると思っておりますが、市の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

補助等の新設というようなご要望かと思いますが、まずは、森林病虫害等防除法や県が定めます基準、それから指針等と照らし合わせまして、先ほど申し上げました守るべき松林として指定できないか、また指定することによって国や県等の補助金が活用できるというケースもありますので、まずは指定できないか、調査研究したいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

地域のお宮、またお寺等は、林にはならないんですよ。多いところで30本とか40本あるような神社、お寺もあることから、林にもならないようなところも、ぜひともご検討願いたいと思います。

続きまして、3に移らせていただきます。

市管理の建築物に含有しているアスベストについてです。

石綿アスベストは、耐火、耐熱、防音などの性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、昭和30年頃から建材として多く使用されてきました。吸引することにより、肺がんや中皮腫などの健康被害を引き起こすため、日本では昭和50年から平成18年まで、段階的に使用規制がされ、現在、製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは、建築物に残存しています。糸魚川市の所有している建物について、アスベストの使用をどの程度把握しているか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、法的には段階的に規制がかかってきているかと思しますので、建築年度によって推測のほうはできるのかなとは思いますが、やはりアスベストの含有については、調査が必要かと思っております。

ただ、今現在、市の施設につきまして、建材等も含めたアスベストの含有についての調査というのは、行っておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

ありがとうございます。

それでは、横町の西浜住宅について伺います。

今年度の予算では、2棟を解体し、除却の予定でしたが、いまだに解体工事が行われていません。一部の情報では、アスベストが含有していることで解体工事を見送ると言われていますが、はっきりとした回答をここでお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古平建設課長補佐。〔建設課長補佐 古平 明君登壇〕

○建設課長補佐（古平 明君）

お答えいたします。

現在、市営西浜住宅の2号棟と3号棟につきまして、内装に含まれているかどうかの調査中であり、調査結果が出次第、また地元のほうに説明してまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

アスベストに関しては、レベル1からレベル3まであるよということで、その辺は行政の方がよくご存じだと思うんですが、建物の年代に応じてアスベストの使用は判断がつくと財政課長も言ったんですが、これは予算立ての際にアスベスト工事を加味した予算が必要と思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

お答えします。

先ほど推測という形でお答えさせていただいたかと思うんですが、実際の工事に入りますと推測ではいけないかと思っておりますので、やはり調査が必要になってくるかと思っております。当然、事前に調査等の経費も必要かと思っておりますので、予算につきましては、調査費等も含めました必要な経費を予算のほうに盛っていく必要があると考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

改正された法律によると、1つ目が、大気汚染防止法に事前調査の方法が規定され、建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要となりました。①が、設計図書その他書面による調査。②が、現地での目視による調査。③が、分析による調査。

2つ目が、建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります。これは、分析・調査は、厚生労働大臣が定める者に依頼してくださいということです。

3つ目に、事前調査の結果は、作業開始前に書面で元請業者から発注者に説明する必要がありますと。

4つ目に、一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無にかかわらず、事前調査結果を元請業者などが都道府県などに報告しなければならない。

5つ目に、事前調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事の現場に備え置く必要がある。当該記録は、解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

また、吹きつけ、石綿及び石綿含有耐火被覆材などの作業について行わなければならない措置及び方法に違反があった場合には、作業基準適合命令を介さずに直接罰則が適用されることとなりま

した。集じん・排気装置が正常に稼働していること、作業場及び前室が負圧に確保されていることの確認頻度が強化され、石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等を除去する際の作業基準も新設されました。

これらの改正で、建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、アスベスト工事を含んだ予算立てが必要です。

また、作業単価に影響が出ると考えますが、市はどのように捉えているか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

お答えいたします。

今ほども議員おっしゃったように、いろんな規制が法的に課せられたかと思っております。ですので、それに対応した措置というのが当然必要かと思っておりますし、単価等もございますが、アスベストの対応につきまして必要な経費につきましては、積算をしていくことになっていくと考えております。

いずれにしましても、先ほどの繰り返しになってまいります、必要な経費については、予算に計上する必要があると考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

アスベストを含有している建築物の管理運営は、所管している各部・課で行われていると思いますが、このような複雑なアスベストについて、一括で管理すべき課が必要と考えますが、総務部長、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

お答えします。

確かにアスベストについては、議員からも今日、いろんな法律で、いろんな知識が必要だということがご紹介いただきました。施設をアスベストの関係で1つの課でというところまでは考えておりませんが、施設を所有する担当課、それとあと設計を担当する建築部門、そこの連絡調整、情報の共有、それと今ご紹介いただいた、こういった制約があったりとか処理の方法がある、法律もある、そういった知識を高める中で連携をして、対応してまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

大気汚染防止法の一部を改正する法律の末尾では、災害時に備え、建築物等に石綿が使用されているか確認しておくことが重要です。近年、災害の甚大化により、損壊した石綿使用建築物などから石綿が飛散するおそれが高まっています。

このような状況を踏まえ、国及び地方公共団体は、連携して平時からの建築物などにおける石綿使用有無の把握に向けた取組を促進していきますと記載されていますが、糸魚川市は、このアスベスト含有の把握に向けた調査をどのように進めていくか、副市長に伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

井川副市長。〔副市長 井川賢一君登壇〕

○副市長（井川賢一君）

公共施設におけるアスベスト対策ということでお答えさせていただきます。

アスベストについては、建築年次によって使用が類推されるわけですが、詳細な調査が必要だということでは認識をしております。

その一方で、アスベストが建物に使用されている場合は、例えば解体ですとか改修工事にかかる費用が、これまでの2倍近くになったり、専門機関による調査も相当な費用がかかるということで、当面については、例えば解体・改修の工事の際に把握するように努めたいというふうに思っていますけれども、詳細な調査は、財政状況を見ながら順次進めていくように努めたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

近藤議員。

○16番（近藤新二君）

アスベストに限らず、PCBもそうなんですけど、やっぱり法規制が徐々に厳しくなってきました。この厳しくなってる法規制に対して、行政側がどのように法規制に対して勉強していくか、これも大事だと思います。ぜひとも法律にのっとった法規制で行政の運営をしていただきたいという思いを最後の言葉とさせていただきます、私の一般質問を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、近藤議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

中村議員。

○15番（中村 実君）

時間がありますので、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目に、コロナ感染の中で元金返済、いろんな制度があるというふうに話がありましたが、民間の銀行、また、金融公庫等の話も出てきましたが、また、有利な方法で借入れができるということになると、非常に厳しい業者としてみれば、今までの金額以上に借り入れる。そうすれば雪だ

るま方式で、どんどんと借金が増えていくということも考えられます。

そういった中で、そういうことも大事だと思いますが、例えば町へ出ていただくような、今いろんな制度がありますけど、そういう制度、また、U t a g e（宴）の制度だとか、そういうものの拡充が必要だというふうに思うんですよ。ともかく借りるんじゃないで、出てきていただいて、お金を使ってもらおうという制度、もう少し拡充できないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大西商工観光課長。〔商工観光課長 大西 学君登壇〕

○商工観光課長（大西 学君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、借入れの部分よりも業績のほうを上げるというのにも必要だというふうに考えております。

市といたしましては、議員の皆様には毎回お諮りさせていただいておりますが、様々な経済対策のほうを打たせていただいております。今現在、やはり今すぐU t a g e（宴）キャンペーン、またプレミアム商品券等、今現在やっておりますので、またその状況を見ながら、今、議員おっしゃるような拡充というものも含めて、検討のほうをしていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

中村議員。

○15番（中村 実君）

ぜひお願いします。

また、リフォーム補助金も、もうそろそろ終わりなのか、終わったのかちょっと分かりませんが、リフォーム補助金も、大手の工務店とかそういうところもやはり使うんですね。やっぱり1人、2人の大工さんとか電気屋さんとか小さい企業あたりは、元金返済、大変これから苦しんでいくと思うんですよ。

そういった中で、リフォーム補助金制度も、例えば一人親方だとか、二、三人ぐらいの規模のところを利用できるような、また簡単な手続で利用できるような制度も考えていく必要があると思うんですけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

大嶋産業部長。〔産業部長 大嶋利幸君登壇〕

○産業部長（大嶋利幸君）

議員おっしゃるように、リフォーム補助金につきましては、大きい業者だけでなく小さい業者に行き渡るといことも大変大事な要素だと思っております。

そのようなことも踏まえまして、前回の補助事業につきましては、対象事業費を下げまして、比較的小さな工事ですとか、そういうものについても対象となるようにしていったところがございます。

なお、今後の予定につきましては、また現状、状況を見る中で検討してまいりたいというふうに

考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

中村議員。

○15番（中村 実君）

ぜひ、この年を越すのに大変困っている人たちも多分いると思うんですよね。そういった中で、小さな仕事でも受注できれば、安心して年を越せる。また、夜もゆっくり寝れるということもありますので、ぜひいろんな制度を考えていただきたいと思いますし、国や県から補助金が来ないと、市の仕事はなかなかやりづらいつらいつらというところがありますので、市単独でできる、そういう細かい事業をぜひ出していただければ、お金を返済していかななくても何とか乗り切っていこうという、そういうところにもつながっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

もうちょっと時間あるんで、じゃあもう一点、松くい虫なんですけど、先ほど課長のほうから薫蒸処理をしているという話があったんですが、一番お金のかからないのは、簡単でという山で束切りして、燃やせばいいんですけど、今は消防のほうでもそういうわけに行かないということで、薫蒸か、もしくはチップにして処理するということですが。

先ほど近藤議員のほうから話が出ましたように、夕日ヶ丘公園とかそういう近隣のところで薫蒸して、ブルーシートをかけて、密封しとくという非常に見栄えが悪いんですよね。やはりそういうところは、小さい機械のチップのやつがありますので、そういうものでチップにして、一緒に虫を殺すという、そういう作業が必要だと思んですけど、そういう処理の仕方というのはやってるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

木島農林水産課長。〔農林水産課長 木島美和子君登壇〕

○農林水産課長（木島美和子君）

お答えします。

昭和60年代から平成に入った頃は、航空防除というような形で、上から散布するというようなこともやっておりましたし、その後、地上からの防除というような形も取ったことがあります。今現在は、先ほど言いました薫蒸処理というのが中心にやっているところではありますが、議員ご提案のところも含めて、また、費用対効果も確認しながら進めていきたいというふうに思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

中村議員。

○15番（中村 実君）

空中散布は、幅広く駆除できるんでいいんですけど、最近、人体に影響があるんじゃないかというようなことを言われてますんで、山の中ならともかく里に近いほうは非常に無理だというふうに思うんですよね。今、チップにする機械もそんなに高いもんじゃないんで、その辺、単価的には高くないかと思しますので、ぜひ目の届くところ、人目の届くようなところは、見栄えというの

もありますし、公園の中なんか特に薫蒸でブルーシートというわけにいかないんで、そういう方法も考えていただきたいし、もし、多分今、ブルーシートかなんかで囲われてるというふうに思ってるんですけど、もう少し緑色ぼいシートだとか、なんか見た目の少し、もっといいものに変えて、処理をしていただきたいなということをお願いいたしまして、関連質問を終わらせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

本日は、これにてとどめ、延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後4時19分 延会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員